

体育・スポーツ施設現況調査の内容

- 1 調査の名称 (□特定一般統計調査 ■その他の一般統計調査)
体育・スポーツ施設現況調査

2 調査の目的

体育・スポーツの振興に資するため我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後のスポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

- (1) 地域的範囲 (■全国 □その他)

- (2) 属性的範囲 (□個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 ■地方公共団体 □その他)
都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、都道府県、国公立大学、国公立短期大学及び国公立高等専門学校、国立大学法人附属学校

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

- 都道府県教育委員会 47
- 市区町村教育委員会 約1,700
- 都道府県 47
- 大学 約800
- 短期大学 約300
- 高等専門学校 約60
- 国立大学法人附属学校 約200

- (2) 報告者の選定方法 (■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)

大学(短期大学)・高等専門学校、国立大学法人附属学校については、文部科学省が保有する名簿を利用し、調査実施時点で存在するものに対し調査を行う。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は別添の調査票を参照)

公私立の学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校)、国公立の大学、短期大学及び高等専門学校並びに国立大学法人附属学校のスポーツ施設、公立の社会教育施設(公民館、青少年教育施設、女性教育施設等)に付帯

するスポーツ施設について、以下の調査票の区分により把握する。

① 学校体育・スポーツ施設調査票

体育・スポーツ施設設置箇所数、体育・スポーツ施設設置コート面数
体育・スポーツ施設規模別設置箇所数、体育・スポーツ施設夜間照明設置施設数
外国人向け表示設置施設数、スロープ設置施設数、障害者用トイレ設置施設数
エレベーター設置施設数、簡易昇降機設置施設数、点字案内設置施設数
障害者用浴室（共用を含む。）設置施設数、障害者用駐車場設置施設数

② 公立学校体育施設開放状況調査票（１）

都道府県教育委員会・市区町村教育委員会の開故事業の概要
（条例・規則の有無、予算措置の有無、予算額、使用料、運営組織の有無、運営組織が行う
独自事業、開故事業運営上の主な課題）

③ 公立学校体育施設開放状況調査票（２）

公立学校体育施設の開放状況
（保有施設数、開放施設数、開放の対象、開放の形態・頻度、開放時間帯、開放業務運営形
態、開放運営組織が行う独自事業、管理指導員の配置状況、管理指導員の謝金、開放のため
の措置、開放施設の使用料）

④ 公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設調査票

体育・スポーツ施設設置箇所数、体育・スポーツ施設設置コート面数
体育・スポーツ施設規模別設置箇所数、指導者のいる施設数
指導者の人数（兼任、専任）、体育・スポーツ施設夜間照明設置施設数
夜間開放施設数、指定管理者制度導入施設数
外国人向け表示設置施設数、スロープ設置施設数、障害者用トイレ設置施設数
エレベーター設置施設数、簡易昇降機設置施設数、点字案内設置施設数
障害者用浴室（共用含む）設置施設数、障害者用駐車場設置施設数

⑤ 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（１）

⑥ 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（２）（国立大学法人附属学校）

体育・スポーツ施設設置箇所数、体育・スポーツ施設設置コート面数
体育・スポーツ施設規模別設置箇所数、夜間照明設置施設数
開放施設数、年間開放日数（調査実施前年度実績）
外国人向け表示設置施設数、スロープ設置施設数、障害者用トイレ設置施設数
エレベーター設置施設数、簡易昇降機設置施設数、点字案内設置施設数
障害者用浴室（共用含む）設置施設数、障害者用駐車場設置施設数

〔集計しない事項の有無〕 無■ 有□

(2) 基準となる期日又は期間

学校体育・スポーツ施設調査票 公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設調査票 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（1） 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（2）（国立大学法人附属学校）	令和6年 10月1日現在
公立学校体育施設開放状況調査票（1） 公立学校体育施設開放状況調査票（2）	令和5年度 1年間の実績

6 報告を求めるとに用いる方法

(1) 調査系統

- ① 学校体育・スポーツ施設調査票、公立学校体育施設開放状況調査票（1）、公立学校体育施設開放状況調査票（2）、公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設調査票

(ア) 公立（組合立を含む。）の学校に関するもの

文部科学省 — 民間事業者 — 都道府県教育委員会 — 市区町村教育委員会

(注) 都道府県立の学校については、都道府県教育委員会が報告する。

(イ) 私立（株式会社立を含む。）の学校に関するもの

文部科学省 — 民間事業者 — 都道府県

- ② 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（1）

文部科学省 — 民間事業者 — 国公立大学、短期大学及び高等専門学校

- ③ 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（2）（国立大学法人附属学校）

文部科学省 — 民間事業者 — 国立大学法人

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール） 調査員調査 その他（ ）

[調査方法の概要]

- ・ スポーツ庁から民間事業者を経由して、報告者に政府統計共同利用システムのURLを電子メールで送付する。
なお、市町村教育委員会については、都道府県教育委員会が、民間事業者から送付された政府統計共同利用システムのURLを電子メールで送付する。
- ・ 報告者は、URLにアクセスし、政府統計共同利用システムにログインし、入力・回答する。

7 報告を求めると期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）
（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和3年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和6年10月上旬～令和6年12月下旬

8 集計事項

- (1) 調査種別・施設種別 設置箇所数
- (2) 調査種別・施設種別 設置コート面数
- (3) 都道府県別・市区町村人口規模別・調査種別 設置箇所数
- (4) 都道府県別・市区町村人口規模別・調査種別 設置コート面数
- (5) 都道府県別・市区町村人口規模別・施設規模別 設置箇所数
- (6) 都道府県別・市区町村人口規模別・学校段階別・施設規模別 設置箇所数
- (7) 都道府県別・市区町村人口規模別・施設種別 夜間照明設置状況
- (8) 都道府県別 施設・設備の設置箇所数
- (9) 都道府県別・市区町村人口規模別 施設種別 大学・高専体育施設 地域開放状況
- (10) 都道府県別 施設種別 公立スポーツ施設の夜間開放施設数
- (11) 都道府県別・市区町村人口規模別 施設種別 公共スポーツ施設及び民間スポーツ施設の指導者配置状況
- (12) 都道府県別 公立学校体育施設 開放事業
- (13) 都道府県別・施設種別 公立学校体育施設 施設保有状況
- (14) 都道府県別・学校種別 公立学校体育施設 開放状況
- (15) 都道府県別 公立学校体育施設 開放の対象
- (16) 都道府県別 公立学校体育施設 開放の形態と頻度
- (17) 都道府県別・学校段階別 公立学校体育施設 開放の時間帯
- (18) 都道府県別・学校段階別 公立学校体育施設 開放時の業務運営形態
- (19) 都道府県別・学校段階別 公立学校体育施設 開放時の管理指導員の配置
- (20) 都道府県別 公立学校体育施設 管理指導員の謝金
- (21) 都道府県別・学校段階別 公立学校体育施設 開放のための措置
- (22) 都道府県別・市区町村人口規模別・施設種別 公共スポーツ施設 指定管理者制度導入状況
- (23) 都道府県別・学校段階別 開放施設の使用料

(注) 本調査では、①学校における体育施設及び②公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設について把握しているが、集計表の(1)～(5)、(7)、(8)、(10)、(11)及び(22)については、「社会教育調査」(文部科学省実施の基幹統計調査)の「体育施設調査票」で把握している③社会体育施設及び④民間体育施設に係る以下の項目の調査票情報も用いて、我が国における体育施設全体を集計している。

- ・設置者
- ・指定管理の相手先
- ・施設の所在地
- ・都道府県番号
- ・市(区)町村番号
- ・施設の種類及び箇所数(規模別箇所数含む)

- ・指導系職員の状況
- ・施設の開設状況（夜間開設施設数（19～21時）、年間利用者数）
- ・施設・設備の有無

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）

(2) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）

(3) 公表の期日

令和7年9月末までに概要を公表し、令和8年4月末までに確定値を公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

本調査は、学校施設等における体育・スポーツ施設を対象とする調査であり、調査対象の範囲の確定及び集計結果の表示に、日本標準産業分類等の統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間：記入済み調査票は5年間保存

調査票内容の記録媒体は無期限保存

保存責任者：スポーツ庁参事官（地域振興担当）